

証券コード 6763  
2022年6月10日

株 主 各 位

川崎市中原区荻宿45番1号

**帝国通信工業株式会社**

代表取締役社長 羽生 満寿夫

## 第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染拡大防止に向けて、株主の皆様の安全、安心を最優先に本株主総会へのご出席を極力お控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2022年6月29日（水曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 川崎市中原区荻宿45番1号<br>帝国通信工業株式会社 本社会議室<br>(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第100期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第100期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項            |   |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件  |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.noble-j.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社は新型コロナウイルス感染拡大防止と株主の皆様の安全を第一に考え、ご来場を控えていただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

### <株主様へのお願い>

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。特にご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。

### <ご来場される株主様へのお願い>

- ・ご来場の株主様におかれましては、サーモグラフィーによる検温を行わせていただき、発熱が確認された場合や体調不良と見受けられる方には、ご入場をお断りすることやご退出をお願いする場合がございます。予めご了承ください。
- ・ご来場の際にはアルコール消毒液の使用とマスクの着用をお願いいたします。

### <当社の対応について>

- ・当社役員、従業員においては、日ごろからアルコール消毒、マスク着用など感染防止に努めております。当日の出席役員、スタッフのマスク着用をご了承願います。
- ・お席は受付順でご案内させていただきますが、会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できず、ご入場いただけない場合がございます。
- ・株主総会所要時間の短縮を目指して運営いたします。株主様からのご質問、ご発言につきましても、回数、時間の制限をさせていただく場合がございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、本総会の運営に大きな変更が生じる場合には当社ウェブサイト（アドレス<https://www.noble-j.co.jp>）に掲載させていただきます。

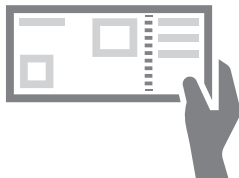
以上

## 議決権行使についてのご案内

### 株主総会にご出席される場合

#### 株主総会ご出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



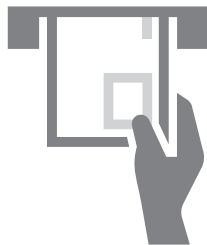
株主総会  
開催日時

2022年6月29日（水曜日）  
午前10時00分

### 株主総会にご出席されない場合

#### 書面郵送

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

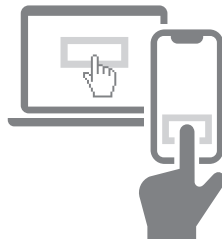


行使期限

2022年6月28日（火曜日）  
午後5時45分到着分まで

#### インターネット

次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。



行使期限

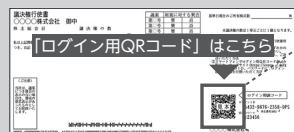
2022年6月28日（火曜日）  
午後5時45分まで

# インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

## スマートフォンの場合

### QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票 (右側)



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書副票 (右側) に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

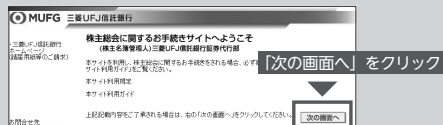
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は下記のご案内に従ってログインしてください。

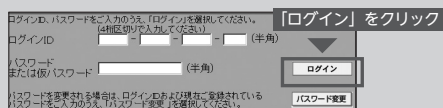
### ログインID・仮パスワードを入力する方法

#### 議決権行使サイトのご利用方法

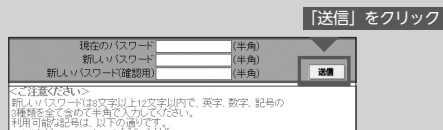
#### 1 議決権行使サイトにアクセスする



#### 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



#### 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード (確認用)」の両方を入力



以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

#### ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日 (2022年6月28日 (火曜日)) の午後5時45分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

#### システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎ 0120-173-027

(通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

#### 機関投資家の皆様へ

株式会社ICが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

# 株主総会参考書類

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、すべてのステークホルダーの視点に立った経営を進め、中期経営計画の着実な実行による市場拡大、設備、インフラ、人材投資を含めた中期経営計画を見据えた投資計画による適正利益追求、適切な投資と株主への安定的な利益還元及び社員への還元と自己資本の蓄積を重要課題として捉え、売上、利益の成長を目指し、設備投資、人員増強等の取組への投資を勘案したうえで事業成長による1株当たりの利益・配当の増額および株主の利益の最大化と利益に応じた安定的、継続的な配当を方針としております。

当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして当期の期末配当は、以下のとおりとしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は345,007,670円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>



(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、各国ではウイズコロナ政策が拡大し落ち着きを取り戻しつつありますが、一方で、半導体、電子部品や原材料等の需給ひっ迫の影響が継続している中、中国において感染が再拡大したことによるゼロコロナ政策を実施した結果、物流の寸断によるサプライチェーンの混乱が発生しており、先行き不透明な状況が続いております。さらにロシアによるウクライナ侵攻が勃発したことにより、地政学的リスクが高まり、半導体や素材等の供給難と価格高騰に加えて、貴金属やエネルギー価格の高騰も継続していること等、世界経済の先行きは不確実性が增大しております。

当社グループの属するエレクトロニクス業界においては、経済回復やデジタル化が進展しており需要の拡大基調が顕著となってきております。環境規制によりEV等の環境対応車へのシフトが早まる可能性があり、自動車関連市場向け部品の需要が拡大しており、また、ゲーム機市場向け等全体的に受注は堅調に推移しております。一方、半導体、電子部品や原材料等の調達難から一部顧客の生産計画の見直しによる納入調整要求や、物流ひっ迫等によるサプライチェーンの混乱等不安定要因が多く、また、サプライヤーからの価格調整要求も強く予断を許さない状況が継続しております。

このような状況の中、当社グループは、引き続き原価低減のための自動化、省人化を継続的に推し進め、生産効率を向上させるとともに、半導体、電子部品や原材料等の調達難や価格高騰に対し、サプライヤーとの生産情報の共有や生産効率を上げるための計画生産を実施し、業績への影響を最小限となるよう努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は151億9百万円（前年同期比25.7%増）となりました。営業利益は16億98百万円（前年同期比125.0%増）、経常利益は20億24百万円（前年同期比129.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は15億84百万円（前年同期比109.7%増）となりました。



電子部品事業の業績の概況は次のとおりであります。

自動車関連市場やカメラ関連市場における半導体などの供給不足による生産計画の変更の影響が全体としては軽微であったことから、当連結会計年度は前連結会計年度と比較し、ゲーム機市場向け、自動車電装向け、生活家電向け、医療ヘルスケア向けの全ての市場で大きく伸びました。

この結果、電子部品の売上高は145億55百万円（前年同期比26.5%増）となり、営業利益は16億70百万円（前年同期比136.7%増）となりました。

その他の事業では、環境対応緩衝材が、半導体関連市場向け、医療機器向けや自動車関連向けに順調に推移しましたが、機械設備の製造販売は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、低調でした。

この結果、その他事業の売上高は5億53百万円（前年同期比8.1%増）、営業利益は10百万円（前年同期比60.5%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、6億0百万円であります。その主なものは、電子部品事業において合理化投資など省力化等機械設備3億73百万円であります。これらは自己資金で賄いました。

## ③ 資金調達の状況

資金調達につきましては、増資及び社債の発行は行っておりません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第97期	2019年度 第98期	2020年度 第99期	2021年度 第100期(当期)
売 上 高	13,207百万円	12,499百万円	12,022百万円	15,109百万円
経 常 利 益	1,291百万円	748百万円	883百万円	2,024百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	953百万円	△84百万円	755百万円	1,584百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	97.06円	△8.55円	76.74円	161.83円
総 資 産	25,504百万円	24,575百万円	27,270百万円	29,087百万円
純 資 産	21,663百万円	21,202百万円	23,063百万円	24,348百万円
1株当たり純資産額	2,157.30円	2,110.94円	2,296.87円	2,433.48円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当連結会計年度より「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数及び期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
須坂帝通株式会社	27百万円	100.0%	固定抵抗器、可変抵抗器及び同部品の製造
福井帝通株式会社	30百万円	100.0	可変抵抗器、同部品及び前面操作ブロック部品の製造
木曾精機株式会社	60百万円	100.0	可変抵抗器等部品の製造及び販売
帝通エンジニアリング株式会社	20百万円	100.0	機械設備等の製造及び販売
台湾富貴電子工業株式会社	51百万NT\$	58.1	可変抵抗器及びスイッチ等の製造及び販売
香港ノーブルエレクトロニクス株式会社	2百万HK\$	100.0	可変抵抗器等の販売
ノーブルエレクトロニクス(タイランド)株式会社	480百万BAHT	100.0	可変抵抗器、前面操作ブロック及びプラスチック成型品等の製造
ノーブルエレクトロニクスベトナム株式会社	4,999千US\$	100.0	可変抵抗器及び前面操作ブロック等の製造
ノーブル貿易(上海)有限公司	350千US\$	100.0	可変抵抗器及び前面操作ブロック等の販売
ノーブルトレーディング(バンコク)株式会社	5,000千BAHT	100.0	可変抵抗器及び前面操作ブロック等の販売
富貴電子(淮安)有限公司	8,000千US\$	100.0	固定抵抗器の製造

(注) ノーブルエレクトロニクス(タイランド)株及びノーブルトレーディング(バンコク)株の出資比率には、子会社による間接所有が含まれております。

#### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは「電子部品の製造とサービスを通じて世界のお客様に満足して頂ける仕事をいつも提供し続けることにより、豊かな社会の実現に貢献すること」を企業理念としております。

この理念のもと、2021年5月に中期5ヵ年計画を策定し、その初年度にあたる今期実績が自動車関連市場やカメラ関連市場における半導体等の供給不足による生産計画の変更の影響が全体としては軽微であったことから、ゲーム機市場向け、自動車電装向け、生活家電向け、医療ヘルスケア向けの全ての市場で大きく伸びた結果、中期経営計画で策定した数値目標を上回る結果となりました。

その実績を踏まえて中期経営計画の数値見直しを行い、一部修正をいたしました。その上で、中期経営計画第2ステップである2022年度から2023年度は、その着実な実行のための基礎となる地固めの年と位置づけ、将来の事業拡大を見据えて積極的な人的投資や設備インフラ投資等による体制強化を図り、今中期経営計画の最終年度である2025年度の修正後の数値目標につきましては、売上高180億円、営業利益17億円を目指します。

さらに、当社は脱炭素社会の実現のためカーボンニュートラル目標を設定し、グループ全体のScope2におけるサプライチェーン排出量の削減目標を2030年に2020年比50%、2050年には排出量ゼロを目指します。

#### (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

電子部品（前面操作ブロック、可変抵抗器、固定抵抗器等）及び機械設備等の製造及び販売

#### (6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

当社本社（神奈川県川崎市中原区荻宿45番1号）

国内販売拠点：当社大阪営業所（大阪府吹田市）

国内生産拠点：当社赤穂工場（長野県駒ヶ根市）  
須坂帝通(株)（長野県須坂市）

海外販売拠点：香港ノーブルエレクトロニクス(株)（香港）

ノーブル貿易（上海）有限公司（中華人民共和国上海市）

海外生産拠点：ノーブルエレクトロニクス（タイランド）(株)（タイ アユタヤ）

ノーブルエレクトロニクスベトナム(株)（ベトナム ハノイ）

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,605名	19名増

(注) 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員を除いております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
239名	5名増	43.0歳	19.0年

(注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員を除いております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| ① 発行可能株式総数    | 15,901,600株          |
| ② 発行済株式の総数    | 9,857,362株 (自己株式を除く) |
| ③ 株 主 数       | 5,674名               |
| ④ 大株主 (上位10名) |                      |

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,080	10.96
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A / C 8221 - 623793	946	9.60
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	477	4.84
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	377	3.83
ノ ー ブ ル 協 力 会	324	3.30
帝 通 工 従 業 員 持 株 会	290	2.95
菊 池 公 男	253	2.57
株 式 会 社 横 浜 銀 行	224	2.28
有 限 会 社 丸 子 興 業	221	2.24
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	200	2.03

- (注) 1. 当社は自己株式を284,471株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、この自己株式については「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式67,500株は含まれておりません。
2. 2022年4月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、GLOBAL MANAGEMENT PARTNERS LIMITED 他共同保有者1社が2022年3月28日現在976,800株(9.63%)を保有している旨が記載されておりますが、当社として2022年3月31日現在における実質保有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年3月31日現在)  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 (2022年3月31日現在)  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	羽 生 満寿夫	執行統括・品質保証統括
取 締 役	水 野 伸 二	専務執行役員営業統括情報システム部管掌
取 締 役	丸 山 睦 雄	上席執行役員業務統括 株式会社エコロパック代表取締役
取 締 役	石 口 和 夫	上席執行役員生産統括
取 締 役	藤 野 秀 美	藤野秀美税理士事務所所長 日本道路株式会社監査役
取 締 役	久古谷 敏 行	
常 勤 監 査 役	畑 宮 正 憲	
監 査 役	柿 沼 光 利	柿沼光利税理士事務所所長 鉦研工業株式会社取締役（監査等委員）
監 査 役	小田切 純 夫	

- (注) 1. 取締役藤野 秀美氏及び久古谷 敏行氏は、社外取締役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役畑宮 正憲氏及び監査役柿沼 光利氏は、社外監査役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役柿沼 光利氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は上記取締役の他、以下のとおりです。  
開発統括 三井 浩二、中国販売拠点管掌 大江 正展、業務部管掌 堤 正人、海外生産拠点管掌 佐々木 幸、営業部管掌 高岡 亮。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は下記のとおりであります。

社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約について

当社は、取締役、監査役並びに執行役員全員を被保険者として役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で契約しております。保険料は全額を当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、保険契約上で定められた一定の免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、株主総会において決議された額の範囲内において役位を基に役割や責任に応じた報酬体系とする中、業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬としております。また、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会は取締役会より諮問を受け「取締役報酬の方針」について審議・答申を行うとともに各取締役の報酬は指名・報酬委員会を経ることで、客観性及び透明性を確保しています。

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と短期業績連動報酬としての取締役賞与、中長期業績連動報酬としての株式報酬で構成し、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬は株主総会において決議いただいた額の範囲内において監査役の協議により決定しております。



## I. 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位を基に役割や責任に応じて他社水準、当社の経営内容、経済状況を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

## II. 短期業績連動報酬等としての役員賞与

短期業績連動報酬として事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、社外取締役を除く取締役に短期業績連動報酬としての取締役賞与を毎年一定の時期に支給する。取締役賞与は毎年の事業計画で設定した連結営業利益に対する達成度に応じ、0%～180%の範囲で変動する。なお、各取締役の賞与額は、役位別の基準額に達成度による係数並びに個人の評価に基づく係数を乗じて決定するものとする。

## III. 非金銭報酬等として支給する株式報酬

中長期業績連動報酬として社外取締役を除く取締役に非金銭報酬等として株式報酬（信託型株式報酬）を取締役退任時に支給する。株式報酬は株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、中期経営計画の達成度等に連動する業績連動部分と中長期の株価向上への動機づけと一定期間の在籍を条件に支給する非業績連動部分により構成する。業績連動部分については中期経営計画の業績評価に基づく係数により0%～180%の範囲で変動する。

取締役の報酬は「固定金銭報酬等」、「業績連動金銭報酬等」、「業績連動非金銭報酬等（株式報酬）」により構成し、これらの支給割合は役位を基に役割や責任、業績評価等に基づいて設定するが、概ね固定金銭報酬等が7割、業績連動金銭報酬等が1割、業績連動非金銭報酬等が2割。各業績連動報酬の基本報酬に対する報酬構成比率は、役割に応じて決定する。

## IV. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第84回定時株主総会において「1事業年度あたり2億7千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）」と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第84回定時株主総会において「1事業年度あたり3千6百万円以内」と決議いただいております。監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

なお、当該決議におきまして株式報酬型ストック・オプションは、1株あたりの行使価格を1円とする譲渡制限付き新株予約権を1事業年度につき取締役については計約12,000株、監査役については計約2,000株相当を付与することを予定とし、当該決議に係る役員は取締役6名、監査役4名です。(2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しており、当該株式数は5株を1株に換算して表記しております。)

また、上記決議とは別枠として、2021年6月29日開催の第99回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役は除く。当該株主総会終結時点の員数4名)及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入することを決議いただいております。取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり50,900ポイント(うち、取締役分として41,400ポイント)としております。

#### ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役の報酬の決定方針に則り、取締役会の諮問に基づき、指名・報酬委員会の審議・答申を経て、株主総会の決議により決定した取締役全員の報酬の総額の範囲内で、取締役会の委任決議により代表取締役社長羽生満寿夫が決定する。

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループの経営状況等をもっとも熟知し、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためであり、決定にあたっては、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の範囲内で指名・報酬委員会の答申を尊重した上で決定していることから、恣意的な決定はなされず権限の適正な行使が行われております。

## 二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	142 (8)	75 (8)	24 (-)	41 (0)	7 (3)
監査役 (うち社外 監査役)	21 (17)	21 (17)	- (-)	0 (0)	3 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。  
 2. 非金銭報酬等は、「株式給付信託 (BBT)」に基づく当事業年度における株式給付引当金繰入額及びストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。当該ストック・オプションの内容は、下記の2020年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権となります。

2020年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
82個 (新株予約権 1個につき100株)
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数  
普通株式8,200株
- ・新株予約権の発行価額  
1個当たり 109,200円 (1株当たり 1,092円)
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
- ・新株予約権を行使することができる期間  
2021年7月17日から2023年7月16日
- ・対象となる当社役員の状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	役員の員数
取締役 (社外取締役を除く)	60個	6,000株	3名
社 外 取 締 役	8	800	2
監 査 役	14	1,400	3

### ⑤ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役藤野 秀美氏は、藤野秀美税理士事務所の所長であります。当社は藤野秀美税理士事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役藤野 秀美氏は、日本道路株式会社の監査役であります。当社は日本道路株式会社との間には特別な関係はありません。

- ・ 監査役柿沼 光利氏は、柿沼光利税理士事務所の所長であります。  
当社は柿沼光利税理士事務所との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役柿沼 光利氏は、鉦研工業株式会社の取締役（監査等委員）であります。  
当社は鉦研工業株式会社との間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（ 17回開催 ）		監査役会（ 17回開催 ）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 藤野 秀美	15回	88%	一回	— %
取締役 久古谷 敏行	13	100	—	—
常勤監査役 畑宮 正憲	17	100	17	100
監査役 柿沼 光利	17	100	17	100

(注) 取締役久古谷敏行氏は、2021年6月29日開催の第99回定時株主総会において取締役に選任されたため、取締役会への出席率は就任後に開催された取締役会をもとに算出しております。

- ・ 取締役会等における発言状況

取締役藤野 秀美氏は、議案審議等について長年にわたり税務に携わって培った豊富な経験と税理士としての専門的見地から当社事業に対して有益な発言を行うとともにコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

取締役久古谷 敏行氏は、労働行政を通じて長年にわたり培った知識・見地から議案審議等について当社事業に対して有益な発言を行うとともにコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

常勤監査役畑宮 正憲氏は、出身分野である金融機関を通じて培った豊富な経験と知識並びに幅広い見識のもと当社の経営上有用な発言等を行っております。

監査役柿沼 光利氏は、長年、税務に携わって培った豊富な経験と税理士としての専門的見地から当社の経営上有用な発言等を行っております。

- ・ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役2名は業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行うにあたり、適宜、代表取締役社長との面談を行い、有用な助言・進言を行っております。

**(4) 会計監査人の状況**

- ① 名 称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

また、上記のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針です。

## ④ 当社の重要な子会社のうち、香港ノーブルエレクトロニクス(株)、ノーブル貿易(上海)有限公司他7社の在外連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は当社の企業理念、経営理念、行動指針、行動規範ガイドラインに従い誠実に行動する。

内部統制体制として社長を委員長とする内部統制委員会を設け、内部統制・業務監査・リスク対策等全般にわたる方針の決定と対応指示を行う。社長直轄の内部監査室は業務監査部門として内部監査を実施する。

また、コンプライアンス違反行為が行われている、もしくは行われようとしていることに気付いた者は内部監査室長又は監査役に通報する制度を設ける。通報を受けた者は、これを監査役会へ報告するほか、公益通報者保護規程を設け通報者に対して不利益な扱いをしない体制をとる。

一方、子会社に対しては、当社の内部監査室が内部統制の有効性と妥当性を確保するため、子会社における内部監査を実施し、その結果を内部統制委員会並びに監査役（会）に報告する。また、子会社の内部通報については当社と同等の対応をとる。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書その他重要な情報の適切な保存・管理を行う。

##### ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理は、内部統制委員会において経営上のリスクを総合的に分析、把握し意思決定を図り、また非常時にはそのリスク度合に応じて担当取締役をセンター長とする「危機管理センター」を設け、当社グループ全体で対応する体制をとる。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、企業価値の向上を目指し、企業経営と業務執行を区分、業務執行機能の一層の強化を図るため執行役員制をとる。毎月1回開催される取締役会は経営方針及び重要な意思決定と業務執行に対する監督等を行う機関として重要事項を付議し、活発な討議を経た

上で決議する。

取締役会の方針に基づき、毎月2回開催される執行役員会にて業務執行の意思決定を行う。また、国内外の代表者が出席し定期的に開催するグローバルな会議において、課題達成の監視、業務執行状況の確認等を通じ事業計画の定期的なフォローを行うとともに、経営方針と基本戦略の徹底を行う。

一方、子会社の重要案件については当社と協働することにより、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の子会社の経営に関しては各社の自主性を尊重しつつ、当社の取締役又は執行役員が全ての子会社の取締役又は監査役に就任し、子会社の情報を当社に集約・管理して業務遂行状況を把握するとともに、月次業績を当社取締役会及び執行役員会にて確認し、必要に応じて当社から子会社へ訪問し分析、指導を行う。

また、子会社の取締役からは、当社の担当役員に対して職務の執行状況を定期的に報告させ、業務の適正を確保するための体制を確保する。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役会が監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これを置くこととする。当該使用人の人事及び人事処遇等については監査役会の意向を尊重しつつ、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。

⑦ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役職務を補佐する使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社は社内規程において監査役を補佐する者は、第一義的に監査役（会）の指揮命令のもと、業務を遂行しなければならないとしており、取締役からの独立性を確保する。

⑧ 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、関係書類の提供を受ける。また、取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人等は下記事項について速やかに監査役（会）に報告するものとする。

なお、社内規程において当社監査役へ通報したことによる解雇その他いかなる不利益な



取り扱いも受けないこととし、子会社においても同等の体制をとる。

- (1) 法令に定める事項
- (2) 会社運営に少なからぬ影響を与える事象
- (3) 内部監査室からの監査状況の報告
- (4) 公益通報があった場合、その内容
- (5) 行政当局及び取引所の検査、調査又は命令、勧告、指導等の事実とその内容
- (6) 就業規則で定める懲戒に該当する事実の発生があった場合、その内容

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を受けたときは、当社はその費用を負担する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役（会）は内部監査室、子会社監査役との相互連携保持のほか、代表取締役との定期的意見交換を通じての相互認識を共有する。また、監査役（会）は必要あれば外部の専門家（弁護士等）を活用できる。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループが金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適正に対応するため、内部統制委員会の指示のもと、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価することにより、財務報告の信頼性を確保する体制を整備する。

⑫ その他重要な事項

当社は「コンプライアンスの基本方針」並びに「帝通行動規範ガイドライン」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する旨を定めている。



## (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する事項

当社は企業理念、経営理念、行動指針、行動規範ガイドラインを定め、取締役及び使用人に浸透を図っております。また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会において当社及び当社グループのコンプライアンスの推進を図るとともに必要ある場合は外部の専門家（弁護士等）に意見を求めて法令違反等の未然防止を図っております。

### ② リスク管理に関する事項

当社は、リスクマネジメントへの対応として内部統制委員会において当社グループの経営上のリスクを総合的に分析、把握し必要に応じて対応しております。また、非常時にはそのリスク度合に応じて担当取締役をセンター長とする「危機管理センター」を設け、当該リスクに対して適切な対策を講じてきました。また、その状況は適宜取締役会に報告し協議を行うなどリスク管理の強化を図っております。

### ③ 取締役の職務執行に関する事項

当社は取締役会規則に基づき、毎月1回定例の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項について決議を行うとともに取締役の職務の監督を行っております。また、当社は現在、全取締役の3分の1以上にあたる社外取締役2名体制を敷き、経営の監視という面ではガバナンス機能を十分に発揮できる体制であると考えております。

### ④ グループ管理体制に関する事項

当社の子会社の経営に関しては当社の取締役又は執行役員が全ての子会社の取締役又は監査役に就任し、子会社の情報を当社に集約・管理して業務遂行状況を把握するとともに、月次業績を当社取締役会及び執行役員会にて確認し、必要に応じて当社から子会社へ訪問し分析、指導を行っております。また、子会社は、当社の担当役員に対して職務の執行状況、その他重要な情報を定期的に報告しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,811,879</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,892,782</b>
現金及び預金	9,803,509	支払手形及び買掛金	881,112
受取手形及び売掛金	3,473,688	電子記録債務	636,700
電子記録債権	653,465	短期借入金	43,390
有価証券	234,875	未払法人税等	210,427
商品及び製品	1,512,850	賞与引当金	370,333
仕掛品	761,458	役員賞与引当金	24,750
原材料及び貯蔵品	921,880	その他	726,067
その他	455,325	<b>固定負債</b>	<b>1,846,355</b>
貸倒引当金	△5,175	役員株式給付引当金	55,197
<b>固定資産</b>	<b>11,275,909</b>	退職給付に係る負債	120,675
<b>有形固定資産</b>	<b>4,175,426</b>	繰延税金負債	1,594,020
建物及び構築物	1,857,503	その他	76,462
機械装置及び運搬具	1,330,420	<b>負債合計</b>	<b>4,739,137</b>
土地	631,474	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	1,020	<b>株主資本</b>	<b>21,560,283</b>
建設仮勘定	70,805	資本金	3,453,078
その他	284,200	資本剰余金	5,456,313
<b>無形固定資産</b>	<b>47,572</b>	利益剰余金	13,441,666
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,052,910</b>	自己株式	△790,775
投資有価証券	2,825,600	その他の包括利益累計額	2,263,138
長期貸付金	2,510	その他有価証券評価差額金	1,117,693
退職給付に係る資産	3,682,801	為替換算調整勘定	273,904
繰延税金資産	11,841	退職給付に係る調整累計額	871,539
その他	532,580	<b>新株予約権</b>	<b>1,284</b>
貸倒引当金	△2,424	<b>非支配株主持分</b>	<b>523,944</b>
<b>資産合計</b>	<b>29,087,788</b>	<b>純資産合計</b>	<b>24,348,650</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>29,087,788</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,109,134
売上原価	10,082,879
売上総利益	5,026,254
販売費及び一般管理費	3,327,268
営業利益	1,698,986
営業外収益	363,335
受取利息及び配当金	100,247
為替差益	159,862
その他	103,224
営業外費用	37,804
支払利息	4,131
その他	33,673
経常利益	2,024,517
特別利益	25,809
投資有価証券売却益	25,809
特別損失	17,553
減損損失	6,153
固定資産売却損	11,400
税金等調整前当期純利益	2,032,772
法人税、住民税及び事業税	349,263
法人税等調整額	40,236
当期純利益	1,643,272
非支配株主に帰属する当期純利益	58,993
親会社株主に帰属する当期純利益	1,584,279

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,453,078	5,456,313	12,363,761	△715,192	20,557,960
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△492,665		△492,665
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,584,279		1,584,279
自己株式の取得				△100,429	△100,429
自己株式の処分			△13,708	24,847	11,138
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,077,905	△75,582	1,002,323
当 期 末 残 高	3,453,078	5,456,313	13,441,666	△790,775	21,560,283

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利 益累計額合計			
当 期 首 残 高	1,029,576	△201,542	1,234,614	2,062,649	10,169	432,657	23,063,436
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△492,665
親会社株主に帰属 する当期純利益							1,584,279
自己株式の取得							△100,429
自己株式の処分							11,138
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	88,116	475,446	△363,074	200,488	△8,884	91,287	282,891
当 期 変 動 額 合 計	88,116	475,446	△363,074	200,488	△8,884	91,287	1,285,214
当 期 末 残 高	1,117,693	273,904	871,539	2,263,138	1,284	523,944	24,348,650

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 15社
- ・主要な連結子会社の名称 須坂帝通(株)、福井帝通(株)、帝通エンヂニヤリング(株)、台湾富貴電子工業(株)、シンガポールノーブルエレクトロニクス(株)、香港ノーブルエレクトロニクス(株)、ノーブルエレクトロニクス(タイランド)(株)、ノーブルエレクトロニクスベトナム(株)、ノーブル貿易(上海)有限公司、ノーブルトレーディング(バンコク)(株)、富貴電子(淮安)有限公司

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 (株)サンシャイン
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は小規模であり全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、シンガポールノーブルエレクトロニクス(株)、香港ノーブルエレクトロニクス(株)、ノーブルエレクトロニクス(タイランド)(株)、ノーブルエレクトロニクスベトナム(株)、ノーブル貿易(上海)有限公司、ノーブルトレーディング(バンコク)(株)、富貴電子(淮安)有限公司の決算日は12月31日ですが、連結に際しては、当該決算日の財務諸表を使用し、かつ必要な調整を行っております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式  
(持分法を適用していない非連結子  
会社及び関連会社)  
その他有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直  
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用  
しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産

仕掛品、原材料及び貯蔵品

当社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を、  
また、在外連結子会社は総平均法による低価法を採用しており  
ます。

商品及び製品

当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法（貸  
借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を、ま  
た、在外連結子会社は主として先入先出法による低価法を採用  
しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は主  
として定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結  
子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備  
を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備  
及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 5～10年

##### ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社  
利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5  
年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採  
用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、労働組合との協定に基づく支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループが主な事業としている電子部品事業における商品又は製品の販売について、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月26日）第98項を適用し、顧客に商品又は製品を出荷した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。



## 2. 追加情報

(株式給付信託 (BBT))

当社は、2021年6月29日開催の第99回定時株主総会決議において、社外取締役を除く取締役及び執行役員（以下、総称して「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

### (1) 取引の概要

当社が定める「役員株式給付規程」に基づき、当社の取締役等に対してポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する仕組みであります。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は株式給付信託 (BBT) の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得いたします。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末で98,725千円、67,500株であります。

### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

## 3. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

なお、当該会計基準の適用が連結計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産	建物及び構築物	97,681千円
	土地	6,756千円
	計	104,438千円

担保対象債務

該当債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	17,705,194千円
--------------------	--------------

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,141,833株	一株	一株	10,141,833株

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

###### イ. 2021年6月29日開催の第99回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 246,211千円
- ・ 1株当たり配当金額 25円00銭
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月30日

###### ロ. 2021年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 246,454千円
- ・ 1株当たり配当金額 25円00銭
- ・ 基準日 2021年9月30日
- ・ 効力発生日 2021年12月2日

(注) 2021年11月5日開催の取締役会決議による「配当金の総額」には、株式給付信託（BBT）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する当社株式67,500株に対する配当金1,687千円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
2022年6月29日開催の第100回定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

・ 配当金の総額	345,007千円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当金額	35円00銭
・ 基準日	2022年3月31日
・ 効力発生日	2022年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 2022年6月29日開催の第100回定時株主総会決議による「配当金の総額」には株式給付信託(BBT)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E□)が保有する当社株式67,500株に対する配当金2,362千円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2019年6月27日 取締役会決議分	2020年6月26日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	600株	600株

## 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主として一時的な余剰資金を安全性の高い短期的な預金等で行っております。また、資金調達については、自己資金で賄っております。デリバティブは余剰資金の運用とリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

## ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理の基準を定めリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主として非連結子会社との取引により生じたものであります。

営業債権及び営業債務の一部は外貨建て取引であり、為替相場の変動リスクに晒されていますが、当該リスクに関しては、回収した外貨を支払いに充てることにより、変動リスクの削減に努めております。

営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、余剰資金の運用を目的としたデリバティブを組み込んだ複合金融商品と外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引を利用しております。その運用は、複合金融商品については市場リスクに対する管理方針に基づき、リスク評価、利回り等を検討の上取締役会の決議により、先物為替予約取引については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部門の決裁者の承認を得て実行しております。契約先は信用度の高い国内の銀行であり実質的な信用リスクはないものと判断しております。

## ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

なお、当連結会計年度末日現在、為替予約残高はありません。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額279,849千円）は、有価証券及び投資有価証券には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	234,875	234,875	—
(2) 投資有価証券	2,545,750	2,545,750	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,015,896	—	—	2,015,896
社債	—	751,875	—	751,875
資産計	2,015,896	751,875	—	2,767,772

(注) 1. 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は12,854千円であります。

2. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、神奈川県、その他の地域において、工場施設等（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
276,543	1,617,280

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	電子部品	その他	
日本	7,321,316	553,382	7,874,699
アジア	6,931,443	—	6,931,443
北米	302,991	—	302,991
顧客との契約から生じる収益	14,555,751	553,382	15,109,134
外部顧客への売上高	14,555,751	553,382	15,109,134

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表1. 3. (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,433円48銭

(2) 1株当たり当期純利益

161円83銭

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>10,491,760</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,108,709</b>
現金及び預金	4,216,301	支払手形	50,089
受取手形	5,883	買掛金	1,354,494
電子記録債権	617,735	電子記録債務	636,700
売掛金	3,309,168	短期借入金	341,588
有価証券	234,875	未払費用	197,169
製品	694,514	未払法人税等	108,680
仕掛品	467,028	賞与引当金	220,000
原材料及び貯蔵品	98,394	役員賞与引当金	24,750
短期貸付金	285,211	その他	175,236
未収入金	490,685	<b>固定負債</b>	<b>1,091,193</b>
その他	71,961	役員株式給付引当金	55,197
<b>固定資産</b>	<b>12,099,450</b>	繰延税金負債	1,011,056
<b>有形固定資産</b>	<b>2,303,134</b>	その他	24,939
建物	1,392,063	<b>負債合計</b>	<b>4,199,902</b>
構築物	113,172	<b>(純資産の部)</b>	
機械及び装置	336,083	<b>株主資本</b>	<b>17,296,948</b>
車両運搬具	1,782	資本金	3,453,078
工具、器具及び備品	77,838	資本剰余金	5,456,313
土地	347,981	資本準備金	5,456,313
建設仮勘定	34,214	利益剰余金	9,178,331
<b>無形固定資産</b>	<b>36,266</b>	利益準備金	863,269
ソフトウェア	33,182	その他利益剰余金	8,315,061
その他	3,084	固定資産圧縮積立金	66,368
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,760,049</b>	別途積立金	6,185,000
投資有価証券	2,692,334	繰越利益剰余金	2,063,693
関係会社株式・関係会社出資金	4,165,708	<b>自己株式</b>	<b>△790,775</b>
長期貸付金	2,510	評価・換算差額等	1,093,075
前払年費用	2,446,593	その他有価証券評価差額金	1,093,075
その他	452,903	<b>新株予約権</b>	<b>1,284</b>
<b>資産合計</b>	<b>22,591,211</b>	<b>純資産合計</b>	<b>18,391,308</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>22,591,211</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,873,733
売上原価	8,439,739
売上総利益	2,433,993
販売費及び一般管理費	1,961,595
営業利益	472,398
営業外収益	655,430
受取利息及び配当金	316,327
為替差益	140,717
その他	198,385
営業外費用	122,175
支払利息	1,416
その他	120,759
経常利益	1,005,654
特別利益	25,809
有価証券売却益	25,809
特別損失	69,348
固定資産売却損	11,400
関係会社債権放棄損	57,947
税引前当期純利益	962,115
法人税、住民税及び事業税	106,000
法人税等調整額	24,964
当期純利益	831,151

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金
当 期 首 残 高	3,453,078	5,456,313	863,269	69,418	6,185,000	1,735,867
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩				△3,049		3,049
剰 余 金 の 配 当						△492,665
当 期 純 利 益						831,151
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分						△13,708
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△3,049	—	327,825
当 期 末 残 高	3,453,078	5,456,313	863,269	66,368	6,185,000	2,063,693

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△715,192	17,047,754	1,012,375	10,169	18,070,298
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
剰 余 金 の 配 当		△492,665			△492,665
当 期 純 利 益		831,151			831,151
自 己 株 式 の 取 得	△100,429	△100,429			△100,429
自 己 株 式 の 処 分	24,847	11,138			11,138
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			80,700	△8,884	71,815
当 期 変 動 額 合 計	△75,582	249,194	80,700	△8,884	321,010
当 期 末 残 高	△790,775	17,296,948	1,093,075	1,284	18,391,308

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式
- ② その他有価証券
  - ・ 市場価格のない株式等以外のもの

移動平均法による原価法を採用しております。

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) 棚卸資産

- ① 仕掛品、原材料及び貯蔵品
- ② 製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 8年

##### (2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

期末在籍従業員に対し、7月に支給する賞与にあてるため、労働組合との協定を基準として計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

当事業年度末における年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しており、その差額は投資その他の資産「前払年金費用」に計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しており、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社における製品の販売について、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月26日）第98項を適用し、顧客に製品を出荷した時点で収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

## 2. 追加情報

### （株式給付信託（BBT））

取締役等に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」については、連結注記表の「追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 3. 会計方針の変更に関する注記

### （会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

#### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

なお、当該会計基準の適用が計算書類に及ぼす影響はありません。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 4. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

建物	97,616千円
構築物	64千円
土地	6,756千円
計	104,438千円

担保対象債務

該当債務はありません。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,686,024千円

### (3) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	2,475,221千円
② 短期金銭債務	1,457,244千円

## 5. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高は次のとおりであります。

① 売上高	5,435,488千円
② 仕入高	5,335,311千円
③ 営業取引以外の取引高	540,116千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	293,378株	68,793株		10,200株		351,971株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加1,293株及び株式給付信託(BBT)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E□)が取得した当社株式67,500株であります。
2. 自己株式の数の減少は、ストック・オプションの行使に伴う減少10,200株であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	67,320
減価償却費	9,114
退職給付引当金	480,371
外国税額	44,330
棚卸資産	41,453
関係会社株式評価損	21,851
投資有価証券評価損	112,202
繰越欠損金	561,372
その他	66,361
繰延税金資産 小計	<u>1,404,376</u>
評価性引当額	<u>△1,167,202</u>
繰延税金資産 計	237,173
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△406,646
前払年金費用	△748,657
関係会社株式	△63,662
固定資産圧縮積立金	△29,263
繰延税金負債 計	<u>△1,248,230</u>
繰延税金負債の純額	<u>△1,011,056</u>

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

(単位：%)

法定実効税率	30.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.8
交際費・寄付金等永久に損金に算入されない項目	24.7
住民税均等割	1.0
評価性引当額	△34.4
外国税額	1.5
試験研究費	△3.3
その他	1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>13.6</u>

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					従業員の兼任等	事業上の関係				
子会社	須坂帝通株式会社	27,000千円	固定抵抗器、可変抵抗器及び同部品の製造	100.0	当社役員3人	製品の購入	製品の仕入	1,182,228	買掛金	279,821
	帝通エンジニアリング株式会社	20,000千円	機械設備等の製造及び販売	100.0	当社役員2人	資金の援助	資金の貸付	—	短期貸付金	69,041
	株式会社エコロパック	36,000千円	環境対応素材の製造及び販売	100.0	当社役員1人	資金の援助	資金の借入	—	短期借入金	298,197
	香港ノーブルエレクトロニクス株式会社	2,000千HK\$	可変抵抗器等の販売	100.0	当社役員1人	製品の販売等	製品の販売等	1,861,070	売掛金	632,753
	ノーブル貿易(上海)有限公司	350千US\$	可変抵抗器及び前面操作ブロックの販売	100.0	当社役員2人	製品の販売等	製品の販売等	1,361,641	売掛金	376,119
	ノーブルエレクトロニクスベトナム株式会社	4,999千US\$	可変抵抗器及び前面操作ブロック等の製造	100.0	当社役員2人	製品の購入	製品の仕入	2,019,270	買掛金	154,657
	ノーブルトレーディング(バンコク)株式会社	5,000千BAHT	可変抵抗器の販売	100.0(100.0)	当社役員1人	製品の販売等	製品の販売等	695,768	売掛金	229,592
富貴電子(淮安)有限公司	8,000千US\$	固定抵抗器の製造	100.0	当社役員2人	製品の購入	製品の仕入	1,331,884	買掛金	178,234	

- (注) 1. 「議決権等の所有割合」の( )内は、当社の子会社が所有する間接所有割合であり、内数となっております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 製品の取引条件については、一般的取引条件を勘案し適正な価格で決定しております。  
 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 帝通エンジニアリング株式会社に対する貸付金774,647千円について、債権放棄しております。これに伴い前事業年度末までに計上していた貸倒引当金を全額取り崩しております。
4. 帝通エンジニアリング株式会社への資金の貸付、株式会社エコロパックからの資金の借入については、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。

## 9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表1. 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,878円48銭
(2) 1株当たり当期純利益	84円90銭



## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

帝国通信工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三澤幸之助指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五十嵐勝彦

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、帝国通信工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、帝国通信工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

帝国通信工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三澤幸之助

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五十嵐勝彦

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、帝国通信工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

帝国通信工業株式会社 監査役会

常勤監査役 畑 宮 正 憲 ㊟  
(社外監査役)

社外監査役 柿 沼 光 利 ㊟

監査役 小 田 切 純 夫 ㊟

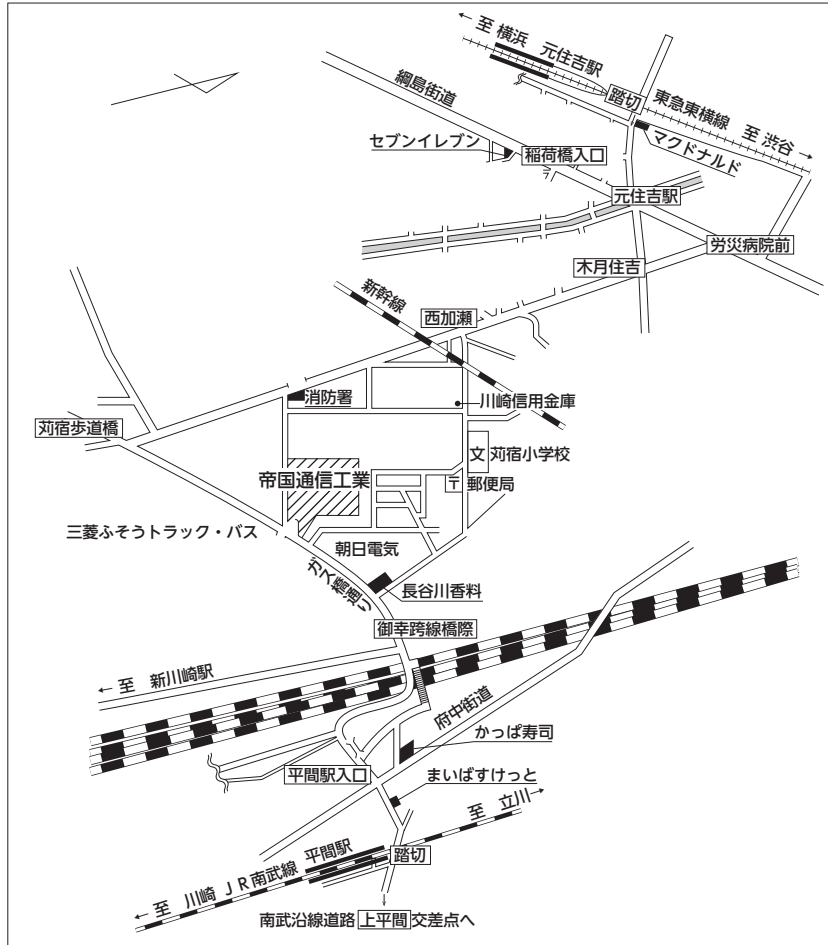
以 上







## 株主総会会場ご案内図



会 場 帝国通信工業株式会社 本社会議室  
川崎市中原区荻宿45番1号

交通機関 J R南武線平間駅より徒歩約10分  
東急東横線元住吉駅より徒歩約15分  
J R横須賀線新川崎駅より徒歩約25分 (タクシー5分)

(お願い) 駐車場スペースに限りがございますので、当日のお車でのご来場は、なるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

ホームページアドレス <https://www.noble-j.co.jp>

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。

